

## 「開示等の求め」に応じる手続等について

### (1) 「開示等の求め」の申出先

開示等の求めは下記宛、所定の申請書に必要書類を添付の上、郵送によりお願い申し上げます。なお、封筒に朱書きで「**開示等請求書類在中**」とお書き添え頂ければ幸いです。

〒101-0031

東京都千代田区東神田 2-6-9 アルテビル東神田Ⅱ 9階  
公益財団法人日本電信電話ユーザ協会 電話応対技能検定事務局

### (2) 「開示等の求め」に際して提出すべき書面（様式）等

「開示等の求め」を行う場合は、次の申請書（A）をダウンロードし、所定の事項を全てご記入の上、本人確認のための書類（B）、同封し上記（1）宛ご郵送下さい。

#### A. 所定の申請書

- ・「保有個人データ」開示申請書
- ・「保有個人データ」変更等申請書
- ・「保有個人データ」利用停止等申請書

#### B. 本人確認のための書類

次のうちいずれかを同封して下さい。

- ・運転免許証（有効期限内のもので、各都道府県公安委員会発行のもの。国際運転免許証は除く。）の写し
- ・学生証の写し（有効期限内のもので、顔写真、生年月日、住所が記載されているもの。住所が記載されていない場合は、現住所が記載されている住民票、または現住所が記載されている公共料金領収証・請求書の写しも併せて添付して下さい。）
- ・日本国の旅券（パスポート）（有効期限内のもので、現住所が記入されているもの。）の写し
- ・健康保険証の写し+現住所が記載されている住民票、または現住所が記載されている公共料金領収証もしくは請求書の写し
- ・障害者手帳または療育手帳または精神障害者保険福祉手帳の写し（現住所が記入されているもの。住所が記載されていない場合は、現住所が記載されている住民票、または現住所が記載されている公共料金領収証・請求書も併せて添付して下さい。）
- ・外国人登録証明書の写し+旅券（パスポート）の写し、または公共料金領収証もしくは請求書の写し、または米軍 I D カードの写し

### (3) 代理人による「開示等の求め」

「開示等の求め」をする者が本人又は未成年者又は成年被後見人の法定代理人もしくは開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の本人確認のための書類に加えて、下記の書類を同封して下さい。

#### A. 法定代理人の場合

- ・当協会所定の申告書 1通
- ・法定代理権があることを確認するための書類（戸籍謄本、または親権者の場合は扶養家族が記入された保険証の写しも可） 1通
- ・未成年者又は成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（法定代理人の運転免許証、または旅券（パスポート）の写し） 1通

B. 委任による代理人の場合

- ・所定の委任状 1通
- ・本人の印鑑証明書 1通

**(4) 「開示等の求め」の手数料及びその徴収方法**

1件の申請ごとに、800円（税込）と返信用封筒（切手貼付）

800円分の「現金」もしくは「定額小為替」を申請書類に同封して下さい。

\*現金の場合は、現金書留にてお送り下さい。

\*手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示の求めがなされたものとして対応させて頂きます。

**(5) 「開示等の求め」に対する回答方法**

申請者の申請書記載住所宛に書面によってご回答申し上げます。

**(6) 開示等の求めに関して取得した個人情報の「利用目的」**

開示等の求めにともない取得した個人情報は、開示等の求めに必要な範囲のみで取り扱うものとします。提出頂いた書類は、開示等の求めに対する回答が終了した後、2年間保存し、その後破棄させて頂きます。

**(7) 「個人データ」の不開示事由について**

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、理由を付記して通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料を頂きます。

- ・申請書に記載されている住所・本人確認のための書類に記載されている住所・当社の登録住所が一致しないときなど本人が確認できない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の求めの対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ・本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合